

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「三井住友・TOPIXインデックスオープン」 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいている弊社の投資信託「三井住友・TOPIXインデックスオープン」について、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましてご異議のある場合は、異議申立てを行うことができます。詳しくは、「III：繰上償還の異議申立て等」をご参照ください。

なお、当ファンドの繰上償還に対してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

I : 繰上償還を行う投資信託の名称

三井住友・TOPIXインデックスオープン

II : 繰上償還の概要

1. 繰上償還の理由

「三井住友・TOPIXインデックスオープン」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の回復が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

2. 繰上償還予定日

2018年7月10日

3. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用等について

異議申立て手続き（詳細は次頁「III：繰上償還の異議申立て等」をご覧ください。）の結果、繰上償還が決定した場合、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することができます。

売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご留意ください。

※繰上償還が決定した場合、換金の申込みは2018年7月9日までとなります。

III：繰上償還の異議申立て等

1. 異議申立て手続き等について

この繰上償還に関しましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、ご異議のある受益者の方は異議申立てを行うことができます。

上記の繰上償還に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

<補足説明>

【1. 異議申立結果と繰上償還について】

ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。(ご異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。)

その際の買取価額は、通常の換金に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の基準価額から信託財産留保額相当額(0.3%)を差し引いた価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

また、税務資料作成のため、受託会社宛に個人番号(マイナンバー)および本人確認書類を受益者の方の負担(簡易書留)でお送りいただく必要があります。

買取請求をされる場合は、通常の換金の場合に比べて費用がかかり、またお手間をおかけすることになりますのでご留意ください。

2. 異議申立て手続きの日程

日付	内容	詳細
2018年5月2日	公告日	弊社ホームページ上に公告(電子公告)を掲載いたします。
2018年5月2日～ 2018年6月5日	①異議申立て受付期間	異議申立ての受付期間中に、異議申立書面を送付することにより、この繰上償還に関するご異議を申し立てることができます。
2018年6月6日	②繰上償還の正式決定	異議申立てを行った受益者の方の受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドの繰上償還の実施を決定します。
2018年6月15日～ 2018年7月4日	③買取請求期間	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立てを行った受益者の方は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。
2018年7月10日	繰上償還予定日	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

3. 異議申立ての方法

繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）に対し書面（異議申立書面）をもってその旨をお申し出ください。（ご異議がない場合は書面の送付等は不要です。）

<異議申立書面の記載内容>

次の①～⑥を記載してください。

- ①住所、 ②氏名（署名、捺印）、 ③電話番号（日中連絡先）、 ④ファンド名、
⑤取扱販売会社名、取引店、口座番号*、 ⑥繰上償還について反対する旨

*ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、口座番号をご記入ください。

※上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立てを受け付けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。

※異議申立てをされた受益者の方の当ファンド保有口数については、取扱販売会社に対し弊社より問い合わせ・確認させていただきます。

<送付先>

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMOR I タワー
三井住友アセットマネジメント株式会社
ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

4. 異議申立受付期間・・・・・・・・・・・・2018年5月2日から2018年6月5日まで

(2018年6月5日到着分までを有効とさせていただきます。)

IV：個人情報取得の目的等

弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）が取得するご異議を申し立てられる受益者の方に関する個人情報（異議申立書面等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計口数の確認等、異議申立手続きの事務処理に必要な範囲でのみ利用し、投資勧誘等を含む他の目的には利用いたしません。

異議申立書面をお送りいただいた場合には、同書面に記載された個人情報を上記目的を達成するのに必要な範囲で、弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）、取扱販売会社および受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）の間で共有・確認することができますのでご了承ください。

V：本件に関するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいますよう、お願ひ申し上げます。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル **0120-88-2976**

(2018年5月2日から2018年6月5日までの営業日の午前9時～午後5時)

以上